

熊本国税局・税務署からのお知らせ

平成28年熊本地震により被害を受けられた方へ (所得税及び復興特別所得税関係)

この度の地震では、被害を受けられた皆さま方に、心からお見舞い申し上げます。
今回の災害により被害を受けられた次のような方には、税制上の措置(手続)等がありますので、ご確認ください。

災害により申告等が期限までにできない方

- 熊本県に納税地を有する方については、国税庁告示により、平成28年4月14日以降に到来する全ての申告・納付等の期限を延長しております。なお、申告・納付等の期限をいつまで延長するかについては、今後、被災者の状況に十分配慮して検討してまいります。
- 熊本県以外の地域に納税地を有する方についても、申告等について、期限の延長を受けられる場合があります。

災害により納付が困難な方

- 国税の納付の猶予(納税の猶予)を受けられる場合があります。

災害により住宅や家財などに損害を受けた方

- 確定申告の前に「源泉所得税及び復興特別所得税の徴収猶予」や既に徴収された「源泉所得税及び復興特別所得税の還付」を受けられる場合があります。
- 確定申告の前に「予定納税の減額」を受けられる場合があります。
- 申請等を行うことで「相続税・贈与税の免除又は軽減」を受けられる場合があります。
- 確定申告で①「所得税法」に定める雑損控除の方法、②「災害減免法」に定める税金の軽減免除による方法のどちらか有利な方法を選ぶことで、所得税及び復興特別所得税の軽減を受けられる場合があります。申告の際には、災害に関連して支出した費用(原状回復費等)や、保険金などで補てんされた金額がわかるものなどが計算上必要になりますので、申告時期まで保管をお願いします。

り災証明書の添付又は提示について

- 「り災証明書」は、災害により家屋に被害を受けた場合、その被害を受けた方が市区町村に被害の状況を申告した後、その市区町村がその状況を確認した上で発行されるものです。この証明書には、例えば、り災原因や、全壊や半壊など家屋についての被害状況等が表示されていることから、確定申告で「所得税及び復興特別所得税の全部又は一部の軽減」を受けられる場合の被害割合を判定する際の目安となるものです。(一部損壊であっても、被害割合を判定する目安となります。)税務署では、申告書等を提出する際に「り災証明書」を添付していただくか、又は提示していただくようお願いしております。

【お問い合わせ】

詳しくは、熊本国税局のホームページ(www.nta.go.jp/kumamoto)又は [熊本国税局](#) [検索](#))
をご覧ください。最寄りの税務署にお尋ねください。

熊本東税務署 電話番号 096-369-5566(自動音声でご案内します。)

自動車税・自動車取得税 減免申請の出張受付窓口設置のご案内

1 自動車税の減免について

熊本県は身体障害者手帳等をお持ちの方が所有し、障がいのある方のために使用する自動車(障がいの程度、運転者、使用目的等の一定要件をみたす場合に限り)を対象に、自動車税の減免制度を設けています。

この減免を受けるためには、納期限の翌日から起算して30日以内に必要書類を添えて県に申請する必要がありますので、ご希望の方はお早目の申請や相談をお願いします。

2 自動車税減免申請の臨時受付窓口について

県では、多くの自動車税の減免申請が予想される8～9月に、お住まいの地域にあります県の地域振興局等で、月に1、2回程度、臨時に受付窓口を設置します。

申請・相談を考えられている方は、この機会にご利用ください。

相談窓口設置場所	受付窓口の設置日時
上益城地域振興局 御船町辺田見396-1	8月10日(水) 午前9時30分～午後4時
	8月24日(水) 午後1時30分～午後4時
	9月7日(水) 午前9時30分～正午
	9月21日(水) 午後1時30分～午後4時 ※正午～午後1時の間は受付を休止します。

3 申請・ご相談について

自動車税・自動車取得税の減免に関する詳細のお問い合わせは、お住まいの市町村を管轄する以下の県広域本部、または県自動車税事務所にお問い合わせください。

なお、熊本県ホームページ(http://www.pref.kumamoto.jp/kiji_319.html)でも情報を紹介しています。

お住まいの地域	申請・問い合わせ先
熊本市、宇土市、 宇城市、下益城郡、 上益城郡	熊本県県央広域本部課税第一課 〒860-8570 熊本市中央区南千反畑町4-33 (熊本県熊本総合庁舎内) 096-352-4111(代表)

申請・ご相談の窓口対応は、土日祝日等を除く午前8時30分～午後5時15分となっています。

